

訪問看護医療 DX 情報活用加算について

訪問看護ステーションあじさい
令和8年8月

当ステーションは、「訪問看護医療 DX 情報活用加算」に関して、地方厚生局長等へ届出を行っております。

当ステーションの看護師等は、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認（オンライン資格確認）により、利用者様の診療情報、薬剤情報その他必要な情報を取得及び、活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療の提供に努めております。また、マイナ保険証の利用促進を通じて、医療 DX を活用した質の高い医療提供に取り組んでおります。

本加算に関する施設基準は以下の通りです。

(1) 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）

第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。

(2) 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。

(3) 医療 DX 促進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。

(4) (3) の掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載していること。

掲載しているウェブサイトの URL : <https://okatani.or.jp/branch/azisai>

所定額に加算する「訪問看護医療 DX 情報活用加算」は、 50円/月 です